

## 山梨県学校保健会事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、児童、生徒の健康保持増進を図るとともに学校保健思想を普及啓発するため、県内学校保健関係団体を統括する山梨県学校保健会（以下「保健会」という。）が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 前条に規定する事業並びにこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助対象経費)

第3条 県費補助金の対象となる経費は、前条に掲げた各種の事業を保健会が実施するために必要な経費であること。

### (補助金の交付申請)

第4条 保健会は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始年度の4月1日までに教育長に提出しなければならない。

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）
- 3 その他教育長が必要と認める書類

### (補助金交付の決定及び通知)

第5条 教育長は、補助金交付申請書の提出があったときは、補助金交付の適否を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により保健会に通知するものとする。

### (補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。

- 2 保健会は、補助事業に要する経費及び内容を変更（ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の概ね20%以内の変更の場合はこの限りではない。）しようとする場合又は事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、教育長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。
- 4 この補助金に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（補助金の交付）

第7条 補助金交付は、精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

二 保健会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 保健会は、補助金の交付決定のあった年度の12月末現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書（様式第7号）により次に掲げる書類を添えて1月10日までに教育長に提出しなければならない。

- 1 事業実施状況報告書（第8号様式）
- 2 その他教育長が必要と認める書類

（実績報告書の提出）

第9条 保健会は、規則第12条の規定により、補助事業完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 1 事業実施報告書（第10号様式）
- 2 収支決算書（第11号様式）
- 3 その他教育長が必要と認める書類

## 附 則

- 1 この要綱は、昭和 5 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 2 年 4 月 1 日要綱一部改正
- 3 平成 4 年 4 月 1 日要綱一部改正
- 4 平成 1 2 年 4 月 1 日要綱一部改正
- 5 この要綱は、平成 1 6 年 8 月 2 日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容	対 象 経 費	補 助 率
保 健 会 運 営 事 業	理事会、評議員会の開催等 保健会運営に係る経費	○会議費 旅費、需用費、使用料 及び賃借料 ○旅費 ○通信運搬費 ○消耗品費	市町村等 法令外負担金 合計額の1/2以内
学校保健に関する 調査研究事業	山梨県児童生徒心臓検診 事業に係る経費	○心臓検診事業費 委託料 ○通信運搬費 振込手数料	
学校保健思想の普及 啓発事業	機関誌の発行および山梨県 学校保健大会の開催に係る 経費	○機関誌発行費 編集会議の旅費・需用費 ○大会費 報償費、需用費、使用料 及び賃借料 ○通信運搬費 振込手数料、送料	
学校保健関係者の 指導および研修事業	各種大会への参加に係る 経費	○研修会等参加費	
学校保健施策への 協力事業	団体が行う事業への協力に 係る経費	○負担金 他団体への会費および 負担金 ○助成費 各ブロック、部会、研究 指定校への助成	
その 他 教 育 長 が 認めた事業			

(第1号様式)

第 号  
年 月 日

山梨県教育委員会  
教育長

殿

山梨県学校保健会  
会長 印

山梨県学校保健会事業費補助金交付申請書

このことについて、次の金額を交付していただきたく、山梨県学校保健会事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

(第2号様式)

年度事業計画書

山梨県学校保健会

事業名	期日	事業の内容	備考

(第3号様式)

年度 収 支 予 算 書

山梨県学校保健会

1 収 入

科 目	金 額	説 明
	円	
計		

2 支 出

科 目	金 額	説 明
	円	
計		

(第4号様式)

第 号  
年 月 日

山梨県学校保健会  
会長 殿

山梨県教育委員会教育長

山梨県学校保健会事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県学校保健会事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項及び山梨県学校保健会事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあった山梨県学校保健会事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から ○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。



6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業遂行状況報告書に別に定める書類を添えて1月10日までに教育長に報告しなければならない。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は ○年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて教育長に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(第5号様式)

第 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県学校保健会  
会長 印

事業内容変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け教ス健第 号で交付決定通知のあった 年  
度山梨県学校保健会補助事業について下記のとおり事業内容を変更（中止・廃止）し  
たいので承認願いたく、山梨県学校保健会事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定  
により申請いたします。

記

1 変更（中止・廃止）事項

2 変更（中止・廃止）理由

(第6号様式)

第 年 月 日 号

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県学校保健会  
会長 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け教ス健第 号で交付決定のあった山梨県学校保健会事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	概算払交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④
円	円	円	円

3 概算払請求の理由

4 支払の方法 ① 現金 指定金融機関名  
② 口座振込 振込先銀行名  
預金種別 (当座・普通)  
口座名  
口座番号

(第7号様式)

第 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県学校保健会  
会長 印

山梨県学校保健会補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け教ス健第 号で補助金の交付決定あった、山梨  
県学校保健会事業について、山梨県学校保健会事業費補助金交付要綱第8条の規定に  
より、関係書類を添えて報告します。

(第8号様式)

年 度 事 業 実 施 状 況 報 告 書

( 年 1 2 月 末 現 在 )

山 梨 県 学 校 保 健 会

事業名	期日	事業の内容	会 場	備 考

(第9号様式)

第 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県学校保健会  
会長 印

山梨県学校保健会補助事業実績報告書

年 月 日付け教ス健第 号で補助金の交付決定通知のあった、  
年度山梨県学校保健会事業費補助金については、事業が完了したので山梨県学校保健会事  
業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(第10号様式)

年度事業実施報告書

山梨県学校保健会

事業名	期日	事業の内容	会場	備考

(第11号様式)

年度収支決算書

山梨県学校保健会

1 収入

科目	予算額	決算額	増△減	説明
	円	円	円	
計				

2 支出

科目	予算額	決算額	増△減	説明
	円	円	円	
計				